

地域猫のすすめ

ノラ猫と上手につきあう方法

横浜市神奈川福祉保健センター

黒澤 泰

1

犬と猫の扱い方の違い

犬は狂犬病予防法等で登録する、つなぐ義務がある。
しかし、猫にはない。

なぜ、狂犬病予防法等で犬と同じにしないのか？

犬

狂犬病を人に蔓延させる危険が大きい

猫

人に蔓延させる危険が少ない

外で自由に動きまわることが、違法ではない。

3

今地域にいる、飼い主のいない猫の始まりは？

猫の飼育者

捨てる、引っ越し等で置き去る

手術なしで出入り自由な飼育

子猫が生まれた

旺盛な繁殖力(年3回の出産)

爆発的な数の増加(フードの向上、犬の管理)

被害発生(フン、ゴミ漁り、発情の鳴き声)

被害者が怒りをぶつける先は？

猫？エサ与える人？ではない

猫が増える原因を作った飼育者が一番問題なのです。

2

猫の分類

飼い主とは？
占有の意思を持った人

飼い主がいない猫

飼い猫

ノラ猫

外飼いの猫

出入り自由猫

屋内飼育猫

飼い主のいない猫

飼い主不明猫

行政は

捕獲依頼 ⇒ 曖昧で区別がつかない ⇒ 捕獲処分はしない

4

エサをやる行為を止めたら被害はなくなるの？

強い猫は新しい縄張りを求めて出て行くが、弱い猫は元のテリトリーで生活をする。

生きていくために、何でもする。新たな被害が発生する。

住みにくい環境や飢餓等危機的状況になれば猫の本能から、出産回数が増加する。

逆にしっかりエサを与えてもらい管理してもらおう！

5

飼い主のいない猫のトラブル解決の考え方(行政)

飼い主のいない猫によるトラブル

排除で解決

共存で解決

平成10年 横浜市磯子区で「猫の飼育ガイドライン」を作成し、ノラ猫と地域の共存で解決を図る「地域猫」を定義づけて実行する。

平成18年 環境省から「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が告示され、各都県で指針の作成を検討する。

平成22年 環境省から「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」が発表された。

平成25年 環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」9月1日施行

6

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン (環境省 平成22年2月)

地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

- その地域にあった方法で飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

7

地域猫活動

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていることで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

- ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。

地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

- 地域猫は野良猫とは異なります。地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

8

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

環境省告示第82号 平成25年9月1日施行

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う「地域猫対策」など、周辺的生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

9

勝手な解釈の「地域猫」言葉だけが独り歩き

- ・エサだけを与えている
- ・不妊去勢の手術だけしている
- ・周辺住民の理解を得ていない

- ・単なるノラ猫の言い換えである
- ・住民に責任を押し付けているだけ
- ・正義感の達成で自己満足している

あと一步の努力が足りないために、大きな誤解を生じている。

猫好きのための活動ではなく、むしろ嫌い・困っている人のための活動

10

真の地域猫とは

ノラ猫をエサの管理、不妊去勢手術の徹底、フンの清掃、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、ノラ猫の数を今以上に増やさないで一世代の生を全うさせることで周辺住民の認知が得られた猫のこと。(横浜市磯子区の定義)



11

地域猫活動の役割

猫で困った、嫌いな住民も含めて一体となって活動する。

地域住民間で役割分担 エサ、掃除、広報、手術、資金等

- ・普及啓発
- ・連絡調整
- ・適正指導
- ・資金助成

行政

地域猫

ボランティア

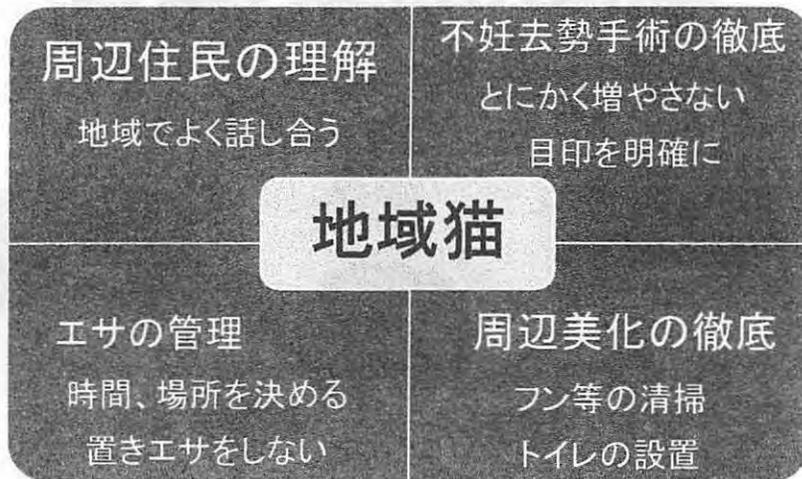
- ・住民の相談
- ・活動に参入

動物病院

- ・不妊去勢手術の施術
- ・病気相談

12

地域猫活動の最低条件



13

活動のルール作り

実施地域にふさわしいものを作る 無理なく活動を継続できるような 役割分担、日程を考える

不妊去勢手術の実施

捕獲の方法、手術料金助成についてはボランティアや行政機関に相談する 手術後は外見からわかるように、耳の先端部分をカットする等区別する

エサ場

了承を得て地域で決めた場所に固定し、食べ終わるのを待って容器を回収、清掃し、エサの放置はしない

15

地域猫活動の進め方

地域トラブルの把握

苦情内容、場所等の把握 行政機関よりアドバイスを受ける

地域住民の理解

地域住民が活動の趣旨を理解する 十分に話し合った上で意思の統一を確認してから始める

猫の実態把握

屋外にいる猫の数、苦情内容、苦情場所、エサ場の位置、フンの場所等 飼い主の協力を得る(目印をつける、屋内飼育を徹底する)

14

猫用トイレの設置

排泄場所を設置し、排泄するよう仕向ける(マタビ粉等でしつける) 排泄場所は常に清潔を保ち、速やかに処理、清掃し、環境保全に努める

個体の把握

猫台帳の作成等 体色、尾の形状、性別、特徴、健康状態などを記録しておく

新しい飼い主探し

屋外は危険がいっぱい(交通事故、虐待、猫の感染症など) 人に慣れてきたら新しい飼い主を探す(地域猫から屋内飼育猫へ)

16

地域猫活動をスムーズに実現するために

無責任な猫の世話をしている人
(エサだけ、手術だけ等)

迷惑している地域住民

今のままでは猫嫌いを増やして
しまう

どうなれば良いかを考える
怒りの矛先は被害である

猫のために、もう少し努力を！
周辺住民へも視野を広げる

フンが無ければ良いのか
子猫が生まれなければ良いのか
庭に入らなければ良いのか

真の地域猫を知ってもらう

チラシ、会話、セミナー、共存目指した議論
(地域の環境問題として解決を図る)

解決方法
の一つ

実践して住民の理解を深めていく

17

地域猫活動で得られる成果

不妊去勢手術の徹底



子猫が増えない。猫特有の鳴き声
がなくなる。尿の臭いが薄くなる。

一定の場所でエサ
を与える



ゴミを漁ることが無くなる。
夜、朝コソコソしないで堂々と活動

フン等の清掃



猫フンだけでなく清掃することで、町の
美化に貢献する。

猫のことが話題



猫が潤滑油となって、住民同士のコ
ミュニケーションが図られる。

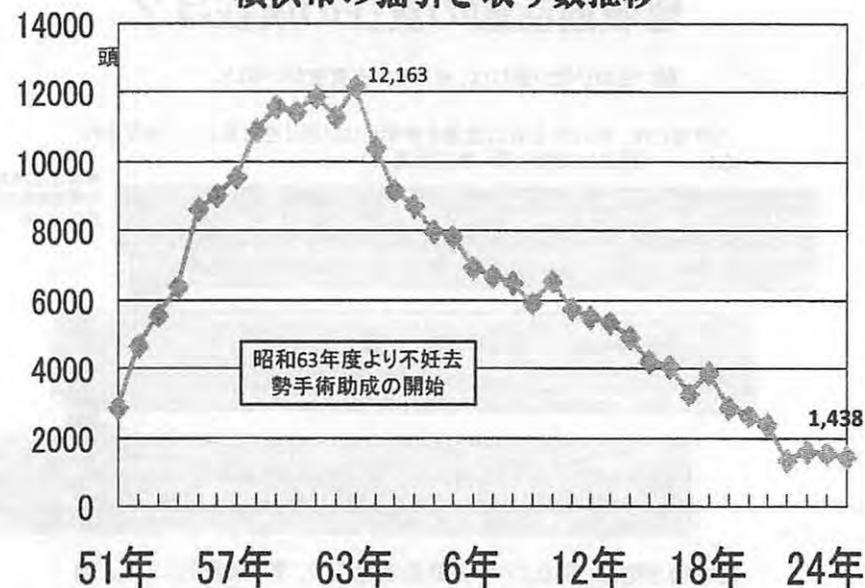
子供達への教育



生命尊重、弱者への思いやりを
自然に学ぶことができる。

18

横浜市の猫引き取り数推移



19

地域猫活動の課題

すぐに解決しない。成
果がでるまでに、時間
がかかる。

世話している地域に
猫が捨てられる。

経済的、労力的に負
担が大きく、継続可
能か不安だ。

20

地域猫活動の責任の所在は？

飼い主のいない猫には、所有者、占有者がいない。

占有者とは、本人が占有の意思を表明しない限り占有者として特定されない。（民法239条1項 無主物先占）

地域住民の理解の下で飼い主のいない猫の世話をしていること
占有意思のない人に飼い主義務を負わせる⇒行政裁量権の逸脱

所有者・占有者
の損害賠償責任
民法718条

飼い主のいない猫に係る苦情を解決するために
地域環境の保全に貢献する公益活動である
占有者表明がされない場合 ⇒ 責任を負う対象者がいない

飼い主責任の無さを主張する前に、常識の範囲で解決すること
一般の不法行為責任は有るかもしれない・・・（受忍限度）民法709条

地域猫活動は、平成24年の動愛法改正で、第1条目的に「人と動物の共生する社会の実現を図ること」が追加され認められた。

21

今からやるべきこと！

屋内飼育で終生飼養
外へ出すなら手術

捨て猫をさせない
捨てる行為は犯罪

トラブルを無くしていくことに、地域一丸
となって取り組む

猫のことだけではなく、
地域貢献と位置付ける

人も猫も円満で住みやすい
地域へ

23

地域猫で町づくり

心のゆとり、
優しさが
生まれる

地域社会の活性化
地域力

みんなで考え、
話し合い、
行動する

精神的
やすらぎ

地域猫

人間関係の融和

猫にとって共存できる地
域は、人にとっても住みや
すい豊かな地域なのです。

会話から近所
付き合い

猫を通して、地域の人間関係が円滑になる！

22